

## 保険者と保険加入者

藤田楯彦

一

保険の本質は何かという定義をめぐる論争、いわゆる保険概念論争はわが国でも絶えたことがないが、最近われわれの耳目をそばだてさせた論争のひとつに、印南博吉氏（当時、明大教授）と広海孝一氏（一橋大教授）とのそれがある。<sup>(1)</sup>この論争は保険学を研究する者には、保険の本質を根底から再検証するという得がたい機会を提供しているのであるが、両者の議論の内容を総て取上げるのは限られた紙数の中ではおよそ不可能であろう。したがって、ここでは幾つかの争点の中から保険学研究の視座をめぐる論争——より具体的には、保険の主体は、企業とか施設として限定的に把握されるべきか、それとも制度とか社会として理解されるべきかとという論争——に問題を集中しながら、保険者と保険加入者の関係を考察してみよう。

保険者と保険加入者

わが国の保険学界で長年にわたり経済必要充足説（入用充足説、入用説、Bedarfslehre<sup>(2)</sup>）を唱えてきた印南氏は、昭和二九年度日本保険学会大会において、入用充足説を放棄し、経済準備説と自ら命名した新学説を公表した。氏は「従来の定義の多くは、主観的な加入者の立場に立つものであったが、真に正しい定義たるためには、客観的立場に立つことが必要である<sup>(3)</sup>」とし、「従来の保険学説は、ほとんどすべてが加入者の立場に立つものであり、それによって客観的な規定を与えようとするところに、根本的な無理があり矛盾がある。入用説もまたその例にもれなかった<sup>(4)</sup>」と経済必要充足説を否定する見解を明らかにしたのである。つまり、「保険の加入目的（加入の動機、保険の精神）なるものは、いままでもなく人の主観にかかわるものであり、各人各様であって一定していない。ところが定義なるものは客観的妥当性をもつことを生命とする。したがって、主観的な目的を客観的に規定することには、根本的に相当な無理がある」から、保険の本質を洞察するには、「加入者の立場を離れて、保険企業の立場をとるか、または社会経済的立場をとる<sup>(5)</sup>」べきだというのである。印南氏はこれを要約して、別の論文でもこう述べている。「保険の利用目的は加入者の主観によって当然異っており、これを一つだけに限定することは無理であり、客観的な真実の把握と矛盾している。私が多年主張して来たった入用説から脱却し、客観的立場に立つ必要を指摘して、経済準備説を主張するに至ったのは、この故にほかならない<sup>(6)</sup>」と。

こうした前提から出発した経済準備説とは、どのようなものであるか、簡単に触れておこう。まず経済準備とは印南氏の説明によると、「経済上問題になるのは、少なからぬ損害をひき起す事柄、および損害ではないが、多額の支出を余儀なくさせる事柄が偶然に起って、経済の運営に支障をきたすことである。このような場合に備える方法は、これを技術準備と経済準備とに分けることができる。技術準備とは、不利益な事柄の実現の予防、そ

の鎮圧もしくはこれを回避する方法をとることであり、経済準備とは、偶然的な支出に備えて、金銭その他の経済財を用意しておくことである。保険は明らかに、このような性質の経済準備にほかならない<sup>(7)</sup>ということになる。また別の著書では、氏は次のようにも述べている。「未来における確定的な事柄に対する経済準備としては、単なる貯蓄（貯蔵）をもってして用が足り、あえて保険に頼る必要はない。反対に全く不特定であり不確実な偶然事に対しては、保険はもちろん、貯蓄をもってしても、合理的、効果的準備を行うことは不可能である。このような場合には、他に適切な手段がないため、やむなく貯蓄をもって間に合わせることとなる。ところが、特定された偶然事であって、その発生確率が或る程度まで知られている場合には、それに対する経済準備を単独で設定するよりは、保険を利用する方がはるかに有利であり賢明である。なぜならば、保険は電気、水道、ガス、運輸等の公共事業ないしは新聞、雑誌など、一般大衆を相手とする大経営の有利性と共通な特長を發揮して、経済準備の合理化、経済化、確実化を実現するからである。これをさして、経済準備の社会化と呼ぶことにしよう。すなわち保険の機能は経済準備を社会化することであり、この機能を通じて、各経済体の経済準備設定は初めて可能になり、或いは著しく経済的になり、確実になりうるのである<sup>(8)</sup>」。

ところで、こうした印南説独特の表現のなかで気づくことは、保険の機能とするところの「経済準備の社会化」なるものが何のためになされるのか、換言すれば、近代社会は何故に保険を必要としてきたのかといった点での説明が一切欠落していることである。実際に印南氏は「保険を利用しようとするものが、偶然な入用の充足を目的とするか、経済生活の確保その他いかなることを目的とするかは問うところではない。保険の『目的』、『効用』、『動機』等々の妥当な解明について頭を悩まし、論争を続けきたった従来の保険本質論は、われわれに

保険者と保険加入者

とって今や全く無関係なのである」<sup>(9)</sup>という態度を明示し、目的論を除去してしまったのである。そして、当然のことであるが、このような論法に対して、何人かの研究者が批判を加えてきた。例えば、昭和三五年に近藤文二氏（大阪市大教授）は「経済準備という限り、それは、『経済の安定』とか『入用の充足』とか、なんらかの経済目的をもつての『準備』であろうことは確かである。……（私は）保険についていえば、個々の場合における具体的加入目的、すなわち、個々の加入者の加入目的を心理的に通約して最大公約数を求め、これを加入目的とみなす立場をとる。印南氏は『経済生活の確保』とか、『入用の充足』とかは、加入者の主観的な目的と結びつくから不可であるが、『経済準備』という主観的でない、というが、『準備』という言葉の裏に準備するもの心理的立場が通約されていることを忘れてはならぬ」<sup>(10)</sup>と指摘している。

印南説のこの点をめぐっての論争は、その後しばらく、少なくとも筆者の知る限り、公的レベルでは沙汰止みの観があった。ところが十年後の昭和四五年になると、この目的論についての論争が再燃した。つまり、先に述べた広海氏、及び古沢源刀氏（<sup>(11)</sup>神奈川大教授）が、ほとんど期を同じうするようにして、印南説批判を展開したのである。両氏の指摘の中でも目的論に関しての批判は、近藤氏のそれと多くの面で共通したものがあつたのだが、本稿ではひとまず、広海氏と印南氏の間での論争だけを追跡することにする。

(1) 両者の論争のあらましについては左記の書籍・論文を参照した（論議順）。

① 印南博吉『保険の本質』、白桃書房 昭和三二年（以下、「印南『本質』」と略称）。

② 印南『保険経済』（改訂第三版）、白桃書房 昭和四二年。

③ 印南「偶然の利用による偶然の克服」、『明大商学論叢、創立六〇年記念論文集』昭和三七年。

④ 印南「保険における等価原則」、生命保険文化研究所『所報十三号』昭和四一年（以下、「印南『所報』十三論文」と略称）。

⑤ 広海孝一「保険経済における目的と手段」、一橋大学一橋学会『商学研究十三号』昭和四五年（以下、「広海『商学研究』十三論文」と略称）。

⑥ 印南「経済原則と保険の関係」、『所報十七号』昭和四五年（以下、「印南『所報』十七論文」と略称）。

⑦ 広海「経済準備説の旧説批判と新説」、日本保険学会『保険学雑誌四五四号』昭和四六年（以下、「広海『保険学雑誌』四五四論文」と略称）。

⑧ 印南「保険事業と公衆浴場①」⑮、保険研究所『インシュアランス』昭和四七年一月十三日号～四月二三日号（以下、「印南『インシュアランス』論文①」⑮」と略称）。

⑨ 広海「社会と保険」、『一橋論叢六七卷第四号』昭和四七年（以下、「広海『一橋論叢』六七―四論文」と略称）。

(2) 経済必要（入用、Bedarf, besoin）の概念は次のように説明できる。「われわれは先ず欲望現象から出発し、それを『欠乏を除去しようとする努力と結合した一種の欠乏感』と理解する。この欲望、欲求は特定の不足した財貨の中に定着する、すなわち、特定目的達成のために要する財貨に向けられるときは、それぞれの財貨の秤量規準により経済的に計測可能な一個の量と変化し、客観化される」と。（大林良一『保険総論』、春秋社 昭和四六年、八四～八五ページ、以下大林『総論』と略称）。経済必要説では、偶発的な、右のように定義づけられた Bedarf を充足することが保険の目的であるとしている。

(3) 印南『本質』二ページ。

(4) 同書、十ページ。

保険者と保険加入者

保険者と保険加入者

- (5) 同書、三二〇三三ページ。
- (6) 印南『所報』十三論文、十三三ページ。
- (7) 印南『保険経済』、五ページ。
- (8) 印南『本質』、四〇二ページ以下。
- (9) 同書、四〇三〇四四ページ。
- (10) 近藤文二「経済技術としての保険」、『所報五号』昭和三五年、九〇十ページ。
- (11) 古沢源刀「保険概念と保険学に関する一考察」、『保険学雑誌四四九号』昭和四五年、二二ページ以下。

二

広海氏は、既に述べてきたように近藤氏とほぼ同様の見解でもって、次のように述べている。「一定の物的手段ないし貨幣をあらかじめ蓄積し用意すること、あるいはまた、一定の物的手段ないし貨幣が確実に提供されるように手配されていることを内容とする経済準備概念は、たしかに、決して人間の脳裡における現象ではなく、即物的な具体性をもったものである。しかし、この経済準備概念をもってしては、何のため、未来に対して一定の物的手段ないし貨幣をあらかじめ蓄積し用意したり、一定の物的手段ないし貨幣が確実に提供されるように手配されねばならないのかは、何ら説明されないのである」<sup>(1)</sup>と。

この指摘に対し、印南氏は、まず経済準備説で保険の機能とするところの経済準備の社会化とは、「最も安い費用で経済準備を設定する手段を提供する」ことであると自説を修正した上で——<sup>(2)</sup>——というのは、『社会化』とは

結局、大数法則が適用可能な集団の中で危険が結合されることであり、それによって保険者あるいは加入者が個人的に偶発事故に対処するよりも安価に目的が達せられることを意味するからであらう——さらに、「(広海氏は)『何が故に経済準備を集団的に行なうのかを不問に付して、保険制度の人間にとっての意味が見出されるなどとは決して思われない』と述べておられるが、経済準備新説は、この問に対し、『最少の費用で目的を達しうるために』、と答える。他方において、経済必要充足説からこの問に答えることは、このように簡明に、直接には行かないのではあるまいか<sup>(3)</sup>」と反論している。

右の叙述からも理解できるように、印南氏は、保険の機能は最低の費用によって経済準備の設定を提供することにあるとしながらも、何の為にそれを設定するのかという目的については議論無用のこととしてしているのである。恐らくは、広海氏が推測するように、「(印南)教授が保険加入者の立場に立つことによって出されたものを忌み嫌われるのは、保険加入者というものは、個々別々に身勝手な加入動機をもっているものであるから、非科学的な結論にならざるをえない、と堅く信じて疑われないがためであらう<sup>(4)</sup>」と思われる。つまり印南氏にとって加入者とか個人という概念は、「各個バラバラの人間関係」あるいは「私的な存在 (Private)」といったものを想定して描写されているのである。しかし保険における加入者とはそうした private なものとして把握されるべきものであろうか。平田清明氏 (名大助教授) のように、「private が共同利用の土地または建物から『奪われた』ものを直接に意味するのに対して、individual は gens-indivise (英語でいえば undivided members) を直接には意味するのであり、きわめて深く共同体的人間結合とかかわりをもったことばである。歴史具体的には共同体 (commune, Gemeinde) との、歴史理論的には類的行為 (Beggung) ↓ 類的存在 (または類体) (Gattungswesen) とのか

## 保険者と保険加入者

かわりを、individual は直接に示している。これを日本ではこれまで『個人』と訳してきた。……『個』とはバラバラな人間のことを意味していた。だが、ヨーロッパ語で individual と言ったなら、ただちに共同体とのかわりが具体的に想起されて然るべきものなのである」<sup>(5)</sup>とも考えられるのである。

問題のひとつはここにある。つまり保険においても、我々が保険者とか加入者というような場合には、それは *privie* なものとしてではなく、individual なものとして把握されるべきではないのか、ということであるが、この点については後に論及することしよう。

経済準備説が、保険加入者の加入目的（あるいは保険の目的）については一切論じないとする理由は、先に述べたように、印南氏が定義の客観性を重視するが故にであろう。ここに印南説の第二の問題があるといつてよいだろう。広海氏は次のようにも指摘している。「保険研究者が、もしも、個々の保険加入者の形態的な、現象的な、特殊な加入目的の平面で終始するならば、視野が局限され特殊なケースのみあてはまるような、恣意性の濃い保険概念規定に陥ることになるであろう。しかしながら、研究者が、洞察力を駆使して、基本的に、本質的に把握しようとする意図をもって、接近するならば、保険加入者一般に通じる基礎的な保険加入目的を見出すことができるに違いない。このように考えるが故に、保険加入者の立場に立って、保険の目的をとらえる試みが、必ず、主観的立場に立って客観的な規定を与えんとする矛盾をおかすとする批判には、単純に同調することはできない」と。

学問とか研究が客観性（普遍的妥当性）を要求されるのは当然のことであり、それは保険学においても例外ではない。しかし、個別的には主観的考量としか認められぬ加入者の保険利用目的が、全体的には、あるいはある特

定の社会にあつては、それが同質的なものとして把握できる限り、その保険理論が加入者の立場から構成されるものであるとしても、そこで客観性が欠落しているという批判はあたらない、という広海氏の見解は妥当なものというべきではないか。印南氏はこうした批判に対して、「私は従来客観的立場を主として強調して、加入者の利用目的に重点をおかなかつたのであつたが、ここに至つて、経済準備の設定を『経済的に最少限に縮小するための技術的手段を提供する』ことに重点を移し、かつこれをモメントとして、保険事業に特有な機能と加入者側の利用目的との結びつきを明白にした」と答えて、経済準備説の新説を披露している。

ところが、このように修正された筈の新説でも、問題はほとんど解決されてはおらず、そこでとりあげられるべき加入者の利用目的については、「最少の費用で目的を達しうるために」という表現以外は何も説明されていないのである。結局、「保険施設の客観的機能と加入者の主観的加入目的とを呼応させ、両者が結び付けられているとは、一体いかなることを意味するのであろうか」という疑問が新たに生じるのであり、「加入者の保険加入目的についての客観的な把握の可能性を、全く自明のことのように否定しながら、他方において、保険施設の果す機能についての客観的な把握は何らの懸念もなく保証されている。そして、ここにいう『客観的把握』とは『普遍妥当な把握』を意味しているようである。『保険加入目的』にのみ常に結びつけられていわれる『主観的』とは、人さまさまざまな見解すなわち、普遍妥当性をもたない見解を意味するものとされているようである。筆者はこのような『見地』には到底組みしえない」とする広海氏の再批判についてはこれ以上の説明を要しないだろう。

要するに印南氏が一貫してとり続けている姿勢は、保険学研究所の客観性を保つためには、保険は保険企業とか

施設の立場からその本質論が語られねばならないという姿勢なのである。「経済的な視点から保険を定義した有名な学者たちが、その定義において『保険は』と切り出しながら、それは『経済施設である』と規定したり、定義に続く叙述において、主として保険事業の組織や活動を対象として論じているのである。そして事実上保険現象が保険事業の活動を中心に展開されているのであるから、保険とは、と定義しないで、保険事業とは、と規定する方が明確である」といった印南氏の叙述がこれを傍証している。これに対して、広海氏は、保険の本質はさまざまな視座から把握されうるものであって、加入者の立場からの接近は不可であるが、保険者の立場からは可であるとか、逆に加入者の立場から以外の接近は総て不可である、といった認識の仕方の問題にしているようだ。

この限りでは、広海氏は、保険者の立場から保険の本質を説明しようとする印南氏の接近の方法それ自体を否定してはいないと思われる。経済準備説の理論構成上で問題となることは、保険者の視角から論じられたこの学説が、理論の客観性を急ぐあまり、加入者の視角から再検証するという試みを断っていることである。もし純粹に理論の客観性を主張するのであれば、ある視座から捉えられた保険についての命題が、他の視座からも論理的整合性をもって説明され得るかどうかが検討する必要があるだろう。例えば、印南説で排斥されているところの経済必要説に立つブレース (P. Braess) は保険を次のように定義している。「人智の限りをつくして保険の定義を与えようという功名心——そのような試みは、もともと全くなかったわけではないが——を、われわれは抱いているのではないが、研究の現段階の成果として、保険の機能を、危険を前提とした偶発的経済必要に対する計画的かつ有償の充足として表現する」と。

ブレースは、ここでは、保険の目的 (= 偶発的経済必要の充足 Deckung eines Eventualbedarfs) を加入者の視点か

ら捉えているのであるが、またこうも述べている。「保険は一定の経済運営に固有の危険を、偶発的経済必要が発生した時には、保険者が一定の限度内でその充足を引き受けなくてはならぬような方法によって、他の経済主体、すなわち保険者に転嫁する可能性を、個別経済体（公共財政・家計・企業）に提供する<sup>(12)</sup>」と。したがってこの場合は、保険の機能（＝経済運営に固有の危険の転嫁 *Übertragung der Wirtschaftsführung immanenten Risiken*）を保険者の側から規定して、経済必要充足の概念は危険転嫁の手段として表現され、保険の目的は見あたらない。しかし、この表現には、このような機能を加入者が何故に必要とするのか、という保険の目的が暗示されているのであり、保険の目的を満しうるように保険者が機能する時、保険者はまた彼の目的（＝利潤追求、社会政策の実現）を満しうるのである。要するに、一つの命題は、視点の変化によって描写もまた、多様に変るのであって「（保険は）客観的な立場に立ち、保険事業に即して考察すべきである<sup>(13)</sup>」という理由から、保険事業の機能を機能たらしめた加入者の社会的要請が何であったかを問わないのであれば、それは到底保険の客観的理論たり得ない筈である。

- (1) 広海『商学研究』十三論文、九四ページ。
- (2) 印南『所報』十七論文、八及び十七ページ。
- (3) 印南、同論文、十七ページ。
- (4) 広海『商学研究』十三論文、九六ページ。
- (5) 平田清明『市民社会と社会主義』、岩波 昭和四六年、一三五～一三六ページ。
- (6) 広海『商学研究』十三論文、九〇～九一ページ。

保険者と保険加入者

保険者と保険加入者

- (7) 印南『所報』十七論文、五ページ。
- (8) 広海『保険学雑誌』四五四論文、一五一〜一五二ページ。
- (9) 同論文、一五三ページ。
- (10) 印南『インシュアランス』、論文③、四ページ。
- (11) Braess, P.: Versicherung und Risiko, Der Betriebswirtschaftlicher Verlag, Wiesbaden 1960, S. 14.
- (12) ebenda.
- (13) 印南『所報』十七論文、五ページ。

三

この両氏の論争は、根本的には、保険をひとつの制度として捉えるのか、施設として捉えるのかの相違から生じたものと考えてよいだろう。広海氏は最近の論文でも、保険は社会のさまざまの制度や文化と「多面的ないし多次のなかかわりをもっている」<sup>(1)</sup>制度であるという見解を示し、「保険という制度の構造それ自体が、一つのものまとった事物に物質的に形態化されているものではなく、結局のところ思维的に形成されるより致し方ないものである」<sup>(2)</sup>と述べている。さらにはまた、「保険制度の精神(または目的ないし理念など)を具体的にどのような表現を通じて把握するかについては……さまざまなしかがあるであろう。保険という人間の行為についての一つの新しい社会的様式が、社会に初めてあらわれてから六世紀あまりの時の経過があるが、……この間、経済体制の変貌があったし、社会思潮にもしばしば変化がみられた。……保険という制度の立言について、少く

とも具体的な表現や内容の点で若干の幅がみられるのは、むしろ当然なことである<sup>(3)</sup>とも叙述している。氏は明らかに保険を制度ないし社会として把握し、制度ないし社会という以上は、そのような人格的結合を可能ならしめる共通の目的とか精神が存在すると考え、このような精神を理解する方法は、必ずしも単一の視座に限定する必要はないと主張しているように思われる。

他方、印南氏は、そうした保険の目的なるもの、したがって、保険を一つの制度・社会と看做す考え方を容認していない。「保険加入者の利用目的が、ただちに保険事業の『目的』とか存在理由になるわけではない。のみならず事業の場合には、目的でなく機能という言葉を使うべきであろう<sup>(4)</sup>」とか、「保険制度という言葉の意味も不明確であるが、それが保険の事業主体でないことは明らかである。そのような保険制度が達成することを期待されるものがあるとすれば、それは何らかの『経済的効果』と呼ぶべきであって、目的という言葉を使うべきではあるまい<sup>(5)</sup>」といった印南氏の保険に対する認識の方法は、広海氏のそれとは決定的に異なっているのである。

ところで、広海氏と同様の観点に立って、われわれが保険を一つの社会として把握するとすれば、この場合の社会とは何であろうか。再び平田氏の叙述を引用するならば、「社会 Gesellschaft とは何よりもまず、人間の結合様式である。特殊な形態規定をうけた諸人格の結合関係である。この諸人格が、たとえば商品あるいは資本というような物象の人格化にすぎぬとしても、社会として、ひとが思いうかべるべきものは、諸人格の結合関係であるほかないのである。(物象の人格化は人格の物象化の帰結にほかならぬからである)<sup>(6)</sup>」と考えることも可能であろう。保険の場合にもこれを保険者とか加入者という表現によって、人格的な結合関係から把握しても何ら不自然ではない。この場合、保険者は保険施設とか保険資本を指すとしても、加入者とは一体何を指すのだろうか。前

## 保険者と保険加入者

にも述べたように、これを個々バラバラの私的な存在にもとめるのではなく、個体 (individual) という「集団的人間の始源的存在を前提としているだけでなく、客観的に、集団的人間をみずから形成している人間」<sup>(7)</sup>を概念対象とした方がよいようだ。保険もひとつの社会である以上、このような社会は個体によって構成されるからである。

分業による商品生産の拡大は共同体を崩壊させ、自己利益の追求の為に他者を排除する私的人間 (Privatmens) を生むが、同時に、商品生産に不可欠な協業と交換の発達が、直接的には他者排除の対立関係にありながら、全体的には無意識のうちに相互依存しあい、結合する人間関係を生んできた。平田氏はこれを「市民的社会」と呼び、「社会的労働が表面的には個々バラバラに分割されているが、じつは交換という外見的人間行為によって、その社会的連帯が確証される社会である」<sup>(8)</sup>と述べている。この市民社会の概念は、「商品経済社会あるいは資本主義社会という特殊日本の用語」<sup>(9)</sup>として語られるのではなく、「体制の変革を超えた謂わば歴史貫通的な概念」<sup>(10)</sup>として、あるいは、西欧社会を資本家社会に転じせしめた歴史の一種の触媒としてみるべきものなのであるが、保険の生成とその発展もまた市民社会の形成過程と無関係ではないように思われる。

このことは、西欧において生産の私的所有が拡大するとともに、近代的保険が急速に発達していることから考えられる。共同体内の原始的保険、あるいは生活保障関係では、共同使用の財産に損害が発生した場合でも、それを回復するという経済的責任は共同体全体（あるいは家長的責任者）に課せられていた。しかし共同体の崩壊したがって生産の私的所有の進行によって、そのような経済責任もまた私人に課せられるようになった。ここに近代的保険の起源が見られよう。つまり、自己責任という原則の下で、直接的には何ら相互にかかわりあいをも

たぬように思われる個々人が、間接的には、同質的な目的のために人為的、計画的に結合して保険という制度を形成したのである。そしてこれを可能にしたのは、保険者への情報集中と確率計算といった技術——及びそれを可能ならしめた保険資本の蓄積、であったことはいうまでもない。つまり、「人間の本性にもとづいて発生し、慣習、宗教、信頼、習俗によって強化された協同体(家族、血族、村落協同体)内の生活保障関係……原初的な『協同体的保険関係 (gemeinschaftliches Versicherungsverhältnis)』に対して、人間の意思によって作られた社團(利益社会)、特定の目的を達成するために計画的に作られた結合体内の保険関係を『利益社会的 (gesellschaftlich) 保険関係』ということができる、今日の市場経済に行なわれる保険関係は、これに属する<sup>(11)</sup>」のである。

近代社会の人間にとって、この保険にかかわりあう、あるいはこの関係を容認する必要条件は何か。それはおそらく、「各個人は保険共同体のなかで、他者の重大な過失または故意の行為のために余分の分担金を支払わざれることのないよう確実な保護をうけている<sup>(12)</sup>」という保証であろう。そのために保険はこの社会独自の法と道徳を作りあげ、保険的信頼を確保しようとしてきた。原始的共同体の生活保障関係では、この信頼は暗黙のうちに確立され、一個人だけが全体の犠牲によって利益を得ることなど到底不可能であった。ところが保険はこのような過去の信頼のルールを、保険技術を駆使することによって、近代社会の中に復元することに努力してきたのである。したがって、少なくとも保険に関する限り、信頼 (Zuversicht)という概念は、信義的感情的なものを指すのではなく、連帯の成果、とでも呼ぶべき内容を指している。

「連帯性 (solidarité) は多数の人々の間に負担を分けあうことを容認することにある。したがって準備の行為は個別的、自発的なものであるが、その実現は集団的なものである。(この前提の下で) 保険の技術は、利害関係

## 保険者と保険加入者

者の保護への願いを、一層よい条件で満すことができるのだが、保険者は負担した危険にに応じて保険料または分担保金を定めるので、最も保護を必要とする者が、いかなる場合にも保険に接近できるわけではない」と、ネットター (F. Netter) は保険関係の成立する社会について記している。この社会では、共同体社会では容認され得ない加入・選択の自由、分担保金の払い込みによって獲得される加入者間の権利(保険接近への機会均等)、平等原則(給付反対給付均等の原則、技術的公平の原則)といった具合に、市民社会自体が設定してきたところの法的基準を技術的基準として、内部にもち込んでいるのである。このような基準は、平田氏によれば、「事実上の不自由・不平等の表現」あるいは「観念的法制的保証である」<sup>(14)</sup>と批判されるものだとしても、あるいは、この観念的な自由と平等すら、市民社会を形成してきた諸国の、植民地における具体的な不自由と不平等の上に成立したものであった、という問題があるとしても、そのような市民社会の法と道徳を、保険は間断なく保険技術の上に具現化してきたと考えてよいのではあるまいか。

このように、保険を市民社会の具現化されたもの、市民社会を準らえたもの、として把握するならば、われわれは保険という制度の特色を次のように表現できるだろう。(1)、この制度は、個体的存在である加入者の結合した社会である。(2)、その結合は、特定の目的(偶発的経済必要の充足)のために、自然発生的でなく、人為的、計画的になされる。(3)、この結合に不可欠な保険的信頼を保証するために、保険技術の上に市民社会の法制的基準を反映させている。(4)、この基準のうち、最も重要なものは、制度に必要な費用(全体の純保険料及び付加保険料)を多数の経済体が危険に応じて分担する原則(平等の原則)である。

(4)の原則が、危険に応じた保険料の分担と、保険料に応じた給付という技術基準を意味していることは周知の

ことであるが、この原則は、さらにもうひとつのことを意味している。それは、分担金を齎出する者（加入者）にのみ、保険機能を享受する権利はもとより、保険制度のあり方についての意思反映権・発言権が認められるという考え方である。つまり、加入者が付加保険料（事務費・管理費）をも分担することは、いわば、支払う者にのみ制度に対する発言の権利がある（又は、支払わぬ者、支払えぬ者に権利なし）という原則がそこに存在することである。例えば、ブレースは、「もし、保険給付が個別的なものであれ、全体的なものであれ——このことは副次的意味からの技術的区別に過ぎぬが——、それが保険契約者全体に割りあてられ得るものなら、基本的には、一般にいかなる危険も保険者には残らない（個別の賦課金または全体の賦課金が未収入に終る場合を別にすれば）。ここでは加入者全員が全ての技術的危険を分担し、個々の場合には、加入者がある保険事故に襲われたか否かということには、当然関与しない——その限りでは、ここにまた真の危険が存在するのではあるが、それにもかかわらず、保険者それ自体は、人口に膾炙されるように、純然として官僚的な分配機能を提供するのみで、保険契約者の側にとどまる本質的な危険は負担しない（傍点筆者）」と、賦課式保険について述べている。

保険の起源的形態を垣間見せるこの種の保険を洞察すると、保険は本来、加入者主権の色彩が濃かったものと思われ、印南説のように保険の主体として保険者を強調する考えは、到底受け容れられなかつただろう。もっとも、「何を苦しんで、現代では姿を消しているところの賦課式をも問題とする」<sup>(16)</sup>のか、という批判もあるうが、わが国の老齡年金制度への賦課式採用が検討されている今日、これを前近代的であると一蹴できるだろうか。

(1) 広海『一橋論叢』六七—四論文、四八五ページ。

(2) 同論文、四五四—四五五ページ、

保険者と保険加入者

- (3) 同論文、四九三〜四九四ページ。
- (4) 印南『インシュアランス』論文②、七ページ。
- (5) 同『インシュアランス』論文③、四ページ。
- (6) 平田、前掲書、五一〜五二ページ。
- (7) 同書、一三六〜一三七ページ。
- (8) 同書、八八ページ。
- (9) 同書、五一ページ。
- (10) 同書、三七ページ。
- (11) 大林『総論』五ページ。
- (12) Riebeseil, P.: Deutsche Versicherungswirtschaft, Band I, Der Betriebswirt Franke & Co, K. G., Berlin 1936, S. 122.
- (13) Netter, F.: La Sécurité Sociale et Ses Principes, Librairie Sirey, Paris 1959, p. 7.
- (14) 平田、前掲書、九三ページ。
- (15) Braess: a. a. O., S. 16.
- (16) 近藤、前掲論文、二五ページ。

四

加入者主権が強調されている、あるいは観念的にせよ、それを制度の理念として設定している保険は、賦課式

の他には、営利保険への対抗として発生した初期の相互保険、また今日その成長が著しい労働組合内の共済制度（名称はともかく、技術的には完全な保険制度であろう）などが挙げられる。特に、ドイツにおけるこれらの制度は、古代ゲルマン共同体の互助思想を継承し、加入者相互の連帯とか、信頼を強調する形で、保険制度における加入者の主体制を理念化しているといつてよい。例えば、リーベセル (P. Ribesell) などの、「一人は全体の為に、全体は一人の為に、という格言は空虚な文言ではない。保険はむしろ、この格言が加入者全体によって承認されたところから出発し、存続する」といった表現が、利益的社会にあっては観念的なものでしかないにもかかわらず、営利保険に対抗する意味で、当時の相互保険などに欠かせぬスローガンであったことを考えるべきである。

もっとも、保険におけるこの主権在加入者、とも呼ぶべきような基本的原則は、ほとんど私保険には見受けられない。例えば、賦課式保険を再びとりあげて考えてみよう。「賦課式の欠点は、周知のごとく、加入者が前もって固定保険料率を算定できず、可変的な負担を予期せねばならないこと」にあり、「今日の保険経済は、それに対する本格的な修正を、すなわち、法律形態上の区別はともかくも、賦課式を事実上斥け、——少数の例外を除いて——定額式の採用を考慮している」のである。保険者は、このように、保険技術的危険を回避する為に共同準備金を集積するようになったのだが、このことが——今日の機関投資家としての保険企業の地位を見てもわかるように——国家経済に対する大きな影響力と支配力を掌握するような方向に、保険者を押し進めてきたのである。したがって保険制度における実権も保険者の側に集中してきたことはいうまでもない。

「生命保険においてその典型とされるような、保険者と加入者との著しく長期にわたる結合」によって集積された膨大な保険資本と、情報管理力を有した保険者の前に、加入者は多くの場合保険者の機関投資活動はおろか

## 保険者と保険加入者

保険業務それ自体についてすら、意思反映権を認められていない。このように、現実の保険制度が保険者に実権を握られていることを考えると印南氏が、保険とは保険企業ないし施設であると、保険の主体を保険者に限定したことは、現代的感覚に即した手法なのかもしれない。

しかし、このような保険者のあり方を告発し、保険に対する加入者の意思を反映させようという運動や、組織が形成されつつあることも、われわれは見落してはならないのである。特に、米国にみられるように、自動車保険会社をして交通公害問題の消費者側の圧力団体たらしめた<sup>(7)</sup>保険コンシューマリズムや、新しい保険制度づくりの中で既存の保険企業に対抗している<sup>(8)</sup>という、組合保険や共済制度の動向に注目する必要があるだろう。――  
前者については、既に「保険学セミナー」<sup>(8)</sup>で研究発表の機会を与えられ、学会の諸先生がたから幾つかの指摘と批判を載いているので、再整理のういで別の機会に触れたいと思うし、後者についても、笠原長寿氏（明大教授）の詳細な研究<sup>(9)</sup>があり、ここでの紹介は割愛するが――こうした、外的あるいは内的拮抗によって加入者の復権を主張している<sup>(9)</sup>という運動が生起しているのは、印南説のように、保険の主体は保険企業であるとする保険者自体の考え方に問題があるからである。

以上で本稿は、保険を、市民社会に準らえた存在ではないかと推測してきたが、それは保険が、保険者と加入者、及び加入者間相互の結合した社会であることを主張したいが為であり、その限りでは、広海氏の制度説にも賛意を表したい。保険を今日的現象面にのみおしとどめるならば、印南氏が保険の主体を保険者に限定した方法は説得力を持つかもしれないが、あらゆる保険種類、保険発達の過程の違い、あるいは既存の保険資本への社会的拮抗力などをも考慮にいれるならば、保険の普遍的な解釈は、保険者と加入者の結合関係全体の洞察の中に見い

出されるのはあるまいか。

- (1) 大林『総論』、五二～六五ページ。
- (2) 同書、二六二ページ。
- (3) Riebesell : a. a. O., S. 122.
- (4) Brass : a. a. O., S. 17.
- (5) ebenda.
- (6) ebenda.
- (7) Cordtz D. : A Hazardous Stretch Ahead, Fortune, April 1971, p. 135.
- (8) 昭和四八年一月二七日、生命保険文化研究所主催。
- (9) 菅原長寿「共同組合保険（共済事業の視点）」、『保険学雑誌』四五八号昭和四七年、二九～六三ページ。

保険者と保険加入者